

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月21日
【会社名】	日本坩堝株式会社
【英訳名】	Nippon Crucible Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 重光 碩
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【縦覧に供する場所】	日本坩堝株式会社 大阪支店 (東大阪市稲田上町一丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

当社大阪支店は、会社法第911条第3項第3号に掲げる支店として同項の規定により登記されているものではありませんが、特に便宜をはかるため備え置き、公衆の縦覧に供することといたしました。

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 重光 碩は、当社の第169期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。